

# 兵庫県公報

平成30年9月18日 火曜日 第3038号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	1
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
<b>公 告</b>	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の 閲覧（砂防課）	2
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	4
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	7

## 告 示

### 兵庫県告示第821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年9月5日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	宮の奥池地区	平成30年9月18日から 同 年10月9日まで	宍粟市役所
同上	湯塚池地区	同上	同上

### 兵庫県告示第822号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人大東ネットワーク事業団	大阪市西区北堀江3丁目5番2号 和田ビル2階	大阪市西区北堀江3丁目5番2号 和田ビル2階 神戸市東灘区甲南町4丁目6番10号 尼崎市東難波町3丁目20番27号 同 市西立花町4丁目5番41号 西宮市鳴尾町2丁目24番11号 同 市上田西町1番11号	平成30年8月31日



**兵庫県告示第823号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30中播位置0002号	30.9.4	揖保郡太子町鶴字前田515番5の一部	6.00	28.32

**公 告**

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
護持(4) (102030235)	姫路市夢前町護持（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
塚本(2) (102030236)	姫路市夢前町菅生潤（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
東荒木(2) (102030237)	姫路市夢前町菅生潤（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊

東荒木(3) (102030238)	姫路市夢前町菅生潤 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
-----------------------	---------------------	---------

(別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成30年9月26日(水)から同年10月10日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市役所危機管理室及び夢前事務所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地
  - (3) 提出期限  
平成30年10月10日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月10日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第212号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
塚本Ⅰ(102030029)の項中別図29、護持(2)Ⅰ(102030032)の項中別図32、町村(2)Ⅱ(102030045)の項中別図45、町村Ⅲ(102030059)の項中別図59、大谷川上谷Ⅰ(202030019)の項中別図95、先村川上谷Ⅱ(202030053)の項中別図129を次の図面のとおり改める。  
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成30年9月26日(水)から同年10月10日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市役所危機管理室及び夢前事務所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地
  - (3) 提出期限  
平成30年10月10日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月10日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥護持(1) I (102030003)	姫路市夢前町護持 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
奥護持(2) I (102030004)	姫路市夢前町護持 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
宗安(1) I (102030005)	姫路市夢前町護持 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
新在家(1) I (102030007)	姫路市夢前町書写 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中岡 I (102030008)	姫路市夢前町寺 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
井ノ口(1) I (102030010)	姫路市夢前町糸田 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
糸田(1) I (102030011)	姫路市夢前町糸田 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
糸田(2) I (102030012)	姫路市夢前町糸田 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中村(1) I (102030013)	姫路市夢前町宮置 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
新畑(1) I (102030016)	姫路市夢前町置本 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
山富(1) I (102030018)	姫路市夢前町山富 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
玉田 I (102030019)	姫路市夢前町玉田 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
塩田(1) I (102030020)	姫路市夢前町塩田 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
塩田(2) I (102030021)	姫路市夢前町塩田 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
中村(2) I (102030024)	姫路市夢前町宮置 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

置本東 I (102030025)	姫路市夢前町置本 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
小坪 I (102030028)	姫路市夢前町寺 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
塚本 I (102030029)	姫路市夢前町塚本 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
宗安(2) I (102030030)	姫路市夢前町護持 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
護持(1) I (102030031)	姫路市夢前町護持 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
護持(2) I (102030032)	姫路市夢前町護持 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
東荒木 I (102030033)	姫路市夢前町菅生澗 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
澗 I (102030034)	姫路市夢前町菅生澗 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
菅生小山(2) I (102030036)	姫路市夢前町菅生澗 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
菅生小山(3) I (102030037)	姫路市夢前町菅生澗 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
菅生小山(4) I (102030038)	姫路市夢前町菅生澗 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
塩田 II (102030041)	姫路市夢前町塩田 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
井ノ口 II (102030042)	姫路市夢前町糸田 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
糸田 II (102030043)	姫路市夢前町糸田 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
町村(1) II (102030044)	姫路市夢前町宮置 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
町村(2) II (102030045)	姫路市夢前町宮置 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
中村 II (102030046)	姫路市夢前町宮置 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
大坪(2) II (102030049)	姫路市夢前町寺 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
小坪(1) II (102030050)	姫路市夢前町寺 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
護持(1) II (102030054)	姫路市夢前町護持 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

護持(2)Ⅱ (102030055)	姫路市夢前町護持 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
又坂(1)Ⅲ (102030057)	姫路市夢前町又坂 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
町村Ⅲ (102030059)	姫路市夢前町宮置 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
玉田Ⅲ (102030061)	姫路市夢前町玉田 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
大坪(1)Ⅲ (102030062)	姫路市夢前町寺 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
大坪(2)Ⅲ (102030063)	姫路市夢前町寺 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
小坪Ⅲ (102030065)	姫路市夢前町寺 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
寺Ⅲ (102030066)	姫路市夢前町寺 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
御門Ⅲ (102030067)	姫路市夢前町寺 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
大村Ⅲ (102030068)	姫路市夢前町菅生潤 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
鯉尾(1)Ⅲ (102030069)	姫路市夢前町寺 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
鯉尾(2)Ⅲ (102030070)	姫路市夢前町寺 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
芦田Ⅲ (102030073)	姫路市夢前町護持 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
完元Ⅲ (102030074)	姫路市夢前町菅生潤 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
護持(4) (102030235)	姫路市夢前町護持 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
東荒木(2) (102030237)	姫路市夢前町菅生潤 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
東荒木(3) (102030238)	姫路市夢前町菅生潤 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
古瀬畑川Ⅰ (202030001)	姫路市夢前町古瀬畑 (別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
糸田上谷Ⅰ (202030008)	姫路市夢前町糸田 (別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
糸田川南谷Ⅰ (202030010)	姫路市夢前町糸田 (別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり

糸田下谷 I (202030012)	姫路市夢前町糸田 (別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
大谷川上谷 I (202030019)	姫路市夢前町護持 (別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
大谷川下谷 I (202030021)	姫路市夢前町護持 (別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり
別車川上谷 I (202030029)	姫路市夢前町菅生潤 (別図59のとおり)	土石流	別図59のとおり
先村川下谷 I (202030032)	姫路市夢前町宮置 (別図60のとおり)	土石流	別図60のとおり
宮置上谷 I (202030034)	姫路市夢前町宮置 (別図61のとおり)	土石流	別図61のとおり
山富谷 I (202030040)	姫路市夢前町書写 (別図62のとおり)	土石流	別図62のとおり
寺谷 II (202030052)	姫路市夢前町寺 (別図63のとおり)	土石流	別図63のとおり
先村川上谷 II (202030053)	姫路市夢前町宮置 (別図64のとおり)	土石流	別図64のとおり

(別図 1 から別図64までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年9月26日(水)から同年10月10日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所並びに姫路市役所危機管理室及び夢前事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

平成30年10月10日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年12月10日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年9月18日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

1 調達内容

(1) 件名

OA用端末装置等994式賃貸借

(2) 契約期間

平成31年3月1日（金）から平成36年2月29日（木）まで

(3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 浅見

電話 (078) 341-7441 内線2273

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年9月18日（火）から平成30年10月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成30年10月24日（水）午前10時30分 兵庫県警察本部4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年10月23日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年10月23日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成30年10月2日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ



た場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年10月31日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

994sets of terminal unit for Office Automation (leasing contract)

(3) Lease period:

From March 1, 2019 through February 29, 2024

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 October 2, 2018

(6) Deadline for tender:

17:00 October 23, 2018 by mail

10:30 October 24, 2018 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Aki Asami, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2273